

内部統制に関する基本方針

公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という。）は、公益財団法人長野県テクノ財団と公益財団法人長野県中小企業振興センターとの合併により組織及び予算の規模等が拡大したことから、公益の増進及び活力ある社会の実現を担う公益財団法人として、これまで以上に健全かつ効率的な運営が求められる。

こうした認識のもと、この基本方針は、機構が行う業務を適正かつ効率的に遂行し、機構定款で定める目的を達成するために機構内における内部統制に関する基本的な事項を定めるものである。

第1 内部統制の目的

（1）業務の効率的かつ効果的な執行

業務の遂行に当たっての課題やリスクを可視化することにより、常勤の理事及び職員（以下「役職員」という。）が共有し、日常的に内部統制機能が果たせる組織風土づくりを目指す。また、機構のミッションに沿った最適なサービスが提供できるよう人的資源と財源を適切に配分し、効率的かつ効果的な業務の執行に取り組む。

（2）財務報告等の信頼性の確保

役職員は、財務規程に基づき、適正な会計処理を実行し、財務報告等の信頼性の確保に努める。

（3）業務に関するコンプライアンスの遵守

役職員は、コンプライアンス意識を高く持ち、法令や定款並びに内部規定を遵守し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努める。

（4）資産の保全

資産の取得、使用及び処分が適正な手続きの下に行われ、資産が確実に保全されるよう努める。

第2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務及び財務に関する事務以外の事務について、その適正な執行を確保する。

第3 内部統制における理事会の役割

年2回の定例の理事会や必要に応じて開催する臨時の理事会において、定款及び理事会運営規則に定める重要事項を決定し、代表理事及び業務執行理事の業務執行を監督する。

第4 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）理事は、年2回の定例理事会及び必要に応じて開催する臨時理事会において、他の理事の職務執行を監督する。

（2）理事は、法令、定款及び内部規程等に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに監

事に報告するとともに、遅延なく理事会において報告する。

- (3) 監事は、理事会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。また、理事の不正行為や重大な法令及び定款違反等が認められたときは自ら理事会を招集するほか、法令上の権限を行使する。
- (4) 代表理事及び業務執行理事は、法令及び定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第5 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る文書は、法令、定款及び内部規程に従い作成し、適切に保存及び管理する。
- (2) 理事及び監事は、いつでも前号の文書を閲覧又は謄写することができる。

第6 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定款及び理事会規定に基づき、定例理事会を年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
- (3) 業務運営は、毎事業年度に、事業環境の変化に応じた事業計画、予算を策定し、目標達成に向けた効果的な業務執行を実現する。
- (4) 常勤の理事、及び専務理事が指名する職員を構成員とする経営会議を毎月開催し、運営に係る課題及び重要事項に関し、幅広い観点から協議するとともに、事業の進捗状況の把握と計画的な推進を図る。

第7 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 運営上の重大なリスクや各所管部署にまたがるリスクについては、経営会議で審議を行い、特に重要なものについては理事会において報告又は意思決定する。
- (2) 把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施する。

第8 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 専務理事を責任者とするコンプライアンス会議の下、内部統制体制を整備し、推進する。
- (2) 内部統制の有効性を確認、評価するためのモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、適時適切に体制の見直しを行う。
- (3) 内部通報制度を整備し、法令及び内部規定の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便宜も供与せず、一切の関係を遮断する。

第9 監事への報告体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。また、理事の不正行為や重大な法令及び定款違反等が認められたときは自ら理事会を招集するほか、法令上の権限を行使する。
- (2) 財産の使用及び会計処理の適正を図るため、会計監査人による会計監査を毎年度2回実施する。
- (3) 監事の求めに応じてその職務を補助すべき職員として、総務管理部の職員がこれにあたる。
- (4) 監事の職務を補助する職員は、その職務に専念している間は、監事から直接指示を受けることにより理事からの独立性を確保する。
- (5) 理事及び職員は、重大な法令及び定款違反並びに不正行為の事実、又は当機構に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監事に報告する。
- (6) 内部統制機能の効果的な運用を図るため、役職員は監事への情報提供や意見交換を通じて、適切に連携する。

第10 監事の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監事がその職務について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監事の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事と協議のうえ予算に計上する。

第11 監事等への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、第8(3)に規定する内部通報制度による報告者及び第9(5)の規定に基づく監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、また、その適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事等への適切な報告体制を確保する。

第12 理事会への報告

本基本方針に基づく実施状況について、毎年度理事会へ報告する。

第13 内部統制に関する基本方針の見直し

社会情勢や内部統制制度の整備運用状況等を踏まえ、必要に応じ基本方針の見直しを行う。